

日本政府のガイドラインによると、人権デューデリジェンスとは、「企業が、自社・グループ会社およびサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、

防止・軽減し、取り組みの実効性を評価し、どのように対処していくために実施する一連の行為」と定義される。金融機関において、デューデリジェンスは、投融資を実行する際に企業や投資先のリスク・リターンを適正

## 重要な人権リスクの特定

たかについて説明・情報開示して、ライツホルダーの人権にさまざまな悪影響を及ぼし得る。雇用者や物品・サービスの調達者、金融サービスの提供者として、金融機関は事業活動を通じて、

重要な人権リスクの発生過程を特定する方法としては、①社内資料に基づく確認・調査、②従業員に対するアンケート・ヒアリング、③ステークホルダー（専門家）との対話等があり、

連載

# ビジネスと人権、求められるリスク管理

## 6 人権への負の影響を防止・軽減するためのプロセス



ディレクター  
**三尾 仁志**



PwCコンサルティング  
パートナー  
**永野 隆一**

に把握するための調査を意味するものと解されているが、人権デューデリジェンスは、人権への負の影響を防止・軽減するためのより広範で継続的なプロセスである。

2018年、指導原則の策定を受けて経済協力開発機構（OECD）を中心に「責任ある企業行動」のためのOECDデューデリジエンス・ガイダンス（以下、ガイダンス）が策定され、人権デューデリジエンスの標準型として普及しつつある。ガイダンスでは、人権デューデリジエンスが六つのプロセスで構成されると整理している（図表）。今回は、このうち②「負の影響の特定・評価」と③「負の影響の防止・軽減」のステップを中心に考察する。

金融機関は事業活動を通じて、雇用者や物品・サービスの調達者、金融サービスの提供者として、ライツホルダーの人権にさまざまな悪影響を及ぼし得る。雇用者や物品・サービスの調達者は、金融サービスの提供者として、ライツホルダーの人権にさまざまな悪影響を及ぼし得る。

重要な人権リスクの発生過程を特定する方法としては、①社内資料に基づく確認・調査、②従業員に対するアンケート・ヒアリング、③ステークホルダー（専門家）との対話等があり、

ダンス、日本政府のガイドラインなど各種の指針類は、企業が重要な人権リスクに優先的に対応することを許容している。

その前提として、企業は、事

業活動にとつて重要な人権リスクを特定する必要がある。その際、企業経営にとつての観点ではなく、ライツホルダーの人権への影響という観点から「深刻度」を勘案することが求められる点に注意が必要だ。深刻度は、人権侵害の深刻さを表す「規模」、人権侵害が及んでいる「範囲」、人権侵害の影響の「救済困難度（是正不能性）」という三つの尺度を総合的に勘案して判断する。企業は人権侵害の「發生可能性」についても勘案し得るが、各種の指針類では、たとえ发生可能性が低くとも、深刻度が高いリスクについては、優先的に対応することが求められている。

金融機関でも一般にこれらの方  
法が用いられる。

### 人権リスクの評価手法

企業は、特定した重要な人権

企業の事業、サプライチェーン  
およびビジネス上の関係における  
負の影響を特定し、評価する

適切な場合は正措置を行  
う、または是正のために協力する

負の影響を停止、防止  
および軽減する

3

責任ある企業行動を企業  
方針および経営システム  
に組み込む

1

影響にどのように対処  
したかを伝える

5

実施状況および結果を  
追跡調査する

4

（出所） 責任ある企業行動のためのO E C D デュー・ディリジェンス・ガイダンス

リスクについて、優先的かつ継続的に状況を評価する枠組みを構築する必要がある。多くの金融機関は、ハラスメントや差別、長時間労働の状況等をモニタリングしていると考えられるが、人権デューデリジェンスの枠組み構築に当たっては、こうした既存のモニタリング枠組みを生かしつつ、各種指針類の求める要件を満たすよう、高度化を進めたいことが望ましい。

取引先に対する人権デューデリジェンスの運用を開始している金融機関では、特定した重要な人権リスクを中心に、顧客RM担当者

リスクについて、優先的かつ継続的に状況を評価する枠組みを構築する必要がある。多くの金融機関は、ハラスメントや差別、長時間労働の状況等をモニタリングしていると考えられるが、人権デューデリジェンスの枠組み構築に最近では、インターネット上の情報収集に加え、情報ベンダーから人権関連の企業情報や格付け情報を購入するなど、情報ソースを拡充する動きが見られる。

1次スクリーニングを通じてリスクが高いと判断された取引先に対しては、より密度の濃い2次スクリーニングが実施される。一部の金融機関では、専門家の助言を仰ぎつつ、NGOなどからも情報収集したり、取引先とのエンゲージメントを通じて追加情報を取得したりするなどして2次スクリーニングの精度を高め、負の影響の防止・軽減に生かすための取り組みが開始されている。

人権に対する負の影響の防止・軽減

人権デューデリジェンスの運用を開始している金融機関は、取引先における人権への負の影響を防止・軽減する観点で、人

権リスクを考慮した取引先選定基準を設定するとともに、取引先に対し、契約や投融资の条件として、人権尊重に関する各種の指針類の充足を求める取り組みを進めている。取引先において人権侵害に関連するリスクが認められる場合には、取引先にエンゲージし、防止・軽減に向けた対策を要請する必要がある。こうした取り組みを実施してもなお、取引先の側での状況の改善が見られない場合、取引関係の見直しを検討することも金融機関の選択肢の一つとなる。もつとも、取引の停止は、必ずしもライツホールダーに対する負の影響の解消に結び付くとは限らない。このため日本政府のガイドラインでは、取引停止は最後の手段として検討し、適切と考えられる場合に限って実施されるべきとの考え方が提示されている。

取引先に対し、金融機関としての人権尊重取り組み方針をあらかじめ伝えておくことも、取引の停止が「優越的地位の乱用」に当たらないようとする観点から重要である。

